

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月13日(水) 午前9時53分から午前10時8分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 20人
会長 8番 吉田 幸夫 委員
会長代理 2番 野口 國治 委員

委員

1番 武本 章吾 委員 5番 三宅 健二 委員 6番 平松 頼雄 委員
7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員 10番 三宅 健 委員
11番 古城 茂樹 委員 14番 藤原 安信 委員 15番 中川 逸実 委員
16番 藤田 壽則 委員 17番 山地 康弘 委員 18番 井上 保邦 委員
19番 香西 英雄 委員 20番 田中 博之 委員 21番 白神 正則 委員
22番 栗坂 豪 委員 23番 大村 孝志 委員 24番 小山 智子 委員

- 4 欠席委員 4人
3番 田邊 洋樹 委員 4番 矢野 秀典 委員 12番 中西 公仁 委員
13番 難波 朋裕 委員
- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員
2番 野口 國治 委員 22番 栗坂 豪 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
報告第5号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹 事務局主幹 林 孝子
事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 宮本 幸典
事務局主任 大橋 浩直 事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 塩津副参事	<p>(開会 午前9時53分)</p> <p>皆様おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から12月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和5年12月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は20名です。</p> <p>在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員 議長	<p>【異議なしの声】</p> <p>それでは、議席番号22番栗坂豪委員と議席番号23番大村孝志委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の宮本主任と田中副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から6頁にかけて27件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から27番について調査票をもとに説明】</p>

3頁11番についてですが、こちらは、社会福祉事業の実施を目的として設立された、社会福祉法人を譲受人とする所有権移転についての申請で、福祉サービス利用者の自立支援を目的として農地を使用するものです。

通常、法人が農地を取得するには、農地所有適格法人であることが必要で、申請法人は農地所有適格法人でないため、農地法第3条第2項第2号の不許可の規定に該当しますが、倉敷東地区協議会で審議したところ、福祉サービス利用者の自立支援を目的とした農地の取得であり、利用者が自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援するという、申請法人の事業目的を達成するために申請地が活用されると認められ、また申請法人は、取得後の農地のすべてについて耕作の事業を行うと見込まれることから、農地法施行令第2条各号（不許可の例外規定）に該当し許可が相当、との判断に至りました。

その他につきましては、特に問題となるような案件はありませんでした。

このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、11番については農地法施行令第2条各号に該当するので許可、その他については農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の27件ですが、11番については農地法施行令第2条各号に該当するので許可、その他については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということですので、議案第1号の、1番から27番までを、許可、と決定いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、7頁に2件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました2件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり

<p>議長</p>	<p>施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の2件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なしの声】</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から2番について許可、と決定します。</p> <p>続きまして、8頁をご覧ください。 議案第43号「農用地利用集積計画について」を議題とします。おそれいます、野口委員、栗坂委員、に關係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (野口委員、栗坂委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第3号「農用地利用集積計画について」の説明】</p> <p>林でございます。 議案第3号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から22頁にかけて72件の計画が、農業委員会に提出されました。 権利の種類の内訳は、使用貸借が62件、賃貸借が10件でございます。 利用期間の更新は14件、新規は58件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが43件、農地所有適格法人が1件、その他は全て個人でございます。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はございませんでした。 議案第3号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、72件とも承認が相当と判断します。 なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明では、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なしの声】</p>

議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号は、全件承認といたします。事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。</p> <p>(入室)</p> <p>退室されていた2名の委員に報告いたします。</p> <p>議案第3号は、全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>続きまして、23頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」】</p> <p>成田でございます。それでは、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。23頁に1件の申請がありました。</p> <p>現地を確認したところ全てにおいて、畑や水稻の作付けができる状態であり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。また、すべての申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>従いまして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しました。</p> <p>なお、本件については西地区協議会においてご審議いただき、異議なく承認をいただいております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、議案第4号につきましては、承認することに 皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号については承認とします。</p> <p>審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。</p> <p>報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第1号から第5号について報告・説明】</p> <p>報告いたします。</p> <p>24頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、24頁から34頁にかけて32件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたもので</p>

ございます。

次に35頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございしますが、35頁から36頁にかけて9件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に37頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございしますが、37頁から45頁にかけて44件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に46頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございしますが46頁に3件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に47頁をお開きください。

報告第5号「農用地利用配分計画について」でございしますが47頁に5件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。

本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、権利設定がなされたものでございます。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議長 事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員 【質問なしの声】

議長 ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号については、すべて確認、了承いただきました。

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

塩津副参事 【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

(次回総会の日程案内など連絡)

以上です。

議 長

ありがとうございました。
皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。
皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。
次回総会は1月11日（木）です。
ご出席のほど、よろしくお願いいたします。
それでは、これにて散会いたします。
（閉会 午前10時 8分）

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和5年12月13日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員